

富士の国やまなし 県民債

平成30年

12月3日(月)から募集開始

申込総額が10億円に達した時点で終了させていただきます。

峡南地域単位制・総合制高校 平成32年度開校予定



皆様からお預かりした資金は、
教育施設の整備に活用させていただき、
本県の将来を担う**人材の育成**を進めて参ります。



■「富士の国やまなし県民債」は、山梨県が山梨県内の個人や法人・団体の方を対象に発行する債券です。

■この県民債は、県民債の購入を通じて、県民の皆様の県政への参画意識の醸成を図ることなどを目的としております。

■利子は年2回お支払いし、元金は5年後の満期に一括償還いたします。

■是非、この機会に「富士の国やまなし県民債」を御購入ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/>

| | |
|-------|--|
| 銘柄名 | 平成30年度富士の国やまなし県民債 |
| 発行日 | 平成30年12月26日(水) |
| 償還日 | 平成35年12月26日(火) (期間5年) |
| 利払日 | 年2回(6月・12月の各25日) 休日の場合は前営業日 |
| 利率 | 平成30年11月30日(金)に決定予定 取扱金融機関にお問い合わせください。 県ホームページでも掲載します。 |
| 発行価格 | 額面100円につき100円 |
| 募集期間 | 平成30年12月3日(月)～12月18日(火) 申込総額が10億円に達した時点で終了させていただきます。 |
| 申込単位 | 1万円から1万円単位 |
| 発行額 | 10億円 |
| 購入対象者 | 山梨県内にお住まいか、通勤または通学している個人の方 山梨県内に事業所等のある法人・団体 |
| 購入限度額 | お1人様3,000万円まで |

「富士の国やまなし県民債」のお申し込みにあたって

お申し込み時に必要なもの等

①本人確認書類

健康保険証、運転免許証など。法人・団体の場合は、登記簿謄本のほか御来店者の本人確認書類が必要です。（県内に通勤又は通学している個人の方は、そのことを証明できる書類をお持ちください。）

②印鑑

既に取扱金融機関の普通預金口座及び債券取引口座をお持ちの方は、その印鑑をお持ちください。

③預金通帳

取扱金融機関の預金口座をお持ちでない方は、口座開設の手続きが必要です。

④購入代金

お申し込み時に購入代金が必要となります。なお、お申し込みされる営業店に普通預金口座をお持ちの場合、その口座からの振替も可能です。

⑤マイナンバーまたは法人番号確認書類（個人番号カード、通知カード、法人番号通知書等）

⑥マル優・特別マル優制度を御利用される方は、身体障害者手帳などその資格を確認できるもの

御注意いただく事項

●山梨県が発行する債券です。

「富士の国やまなし県民債」は山梨県が発行し、元本や利子をお支払いする債券（地方債）です。

*債券は一般的に発行体の経営・財務状況により元利金の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

●預金ではありません。

本債券は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、本債券のお取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

●中途換金について

満期前でも、お買い求めいただいた金融機関で売却して換金することができます。ただし、金利情勢の変動等により投資元本を割り込む場合があります。なお、利払日・償還日の直前は中途換金できません。

●税金について

利息には、利子所得として20.315%（所得税15%+復興特別所得税0.315%+地方税5%）が課税されます。（マル優・特別マル優制度の御利用の方以外）

●マル優・特別マル優制度について

お身体の不自由な方等で一定の要件を満たす場合は、マル優、特別マル優制度が御利用いただけます。詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

●紙による債券の発行はいたしません。

平成18年1月から一般振替制度が開始されたことから、紙による債券の発行はいたしません。購入された債券は、取扱金融機関の「振替口座簿」に記録され、利子や償還金は取扱金融機関の預金口座に自動的に入金されます。

●手数料等の諸費用

募集時に取扱金融機関へお支払いただく金額は購入対価のみとなります。口座管理手数料につきましては、取扱金融機関へお問い合わせください。

●その他

御購入にあたっては、購入者御本人による手続きが必要です。

お申し込みの際は、取扱金融機関からお渡しする契約締結前交付書面をよくお読みいただき、商品内容・リスク・手数料等の詳細について十分御確認の上、購入を御判断ください。

御不明な点は、各取扱金融機関までお問い合わせください。

【御購入についてのお問い合わせ先】

| | | |
|--------|--------------|---------------------------------------|
| 山梨中央銀行 | 0120-201-862 | 登録金融機関：関東財務局長（登金）第41号 加入協会：日本証券業協会 |
| 甲府信用金庫 | 0120-512-038 | 登録金融機関：関東財務局長（登金）第215号 |
| 山梨信用金庫 | 0120-454-585 | 登録金融機関：関東財務局長（登金）第216号 |
| 都留信用組合 | 0120-15-2640 | 登録金融機関：関東財務局長（登金）第291号 |

【「富士の国やまなし県民債」全般にわたるお問い合わせ先】

山梨県総務部財政課 資金管理担当 電話 055-237-1111（代）内線2169
055-223-1384（直通）
FAX 055-223-1385
<https://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/>